

向日葵

vol.
292

令和6年



公益社団法人
東村山法人会
会報誌

HIGASHIMURAYAMA



目黒川の桜

CONTENTS

ちょっと知りたい税理士column

税務署だより

令和6年度税制改正大綱

わかりやすい事業承継／

税に関する絵はがき優秀作品展示報告等

地域の名所／地域のイベント情報

社労士コラム

会社紹介

ご案内 税務セミナー／本部研修会／ビジネ

スマナー研修／源泉所得税実務研修会等

実施報告 青年部会租税野球教室／

➤ P2-3

➤ P4-5

➤ P6-7

➤ P8

➤ P9

➤ P10

➤ P11

➤ P12

e-Tax・eLTAX講習会／オンラインセミナー

ご案内 本部通常総会／厚生親睦ゴルフ大会／

各ブロック・部会報告会&研修会

法人会入会案内／新入会員紹介コーナー／

立川都税事務所からのお知らせ

人人

確定申告陣中見舞&タオル寄付等／

生活習慣病健診実施報告

ブロック・支部活動実施報告

レシピ／第291号 税の作文誤字お詫び

➤ P13

➤ P14

➤ P15

➤ P16

➤ P17

➤ P18-19

➤ P20



公益社団法人 東村山法人会

<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>



事業承継を考え始めている 「株券発行会社」が

今回よりコラムを担当することになりました
資産税専門の税理士、町田恵一と申します。

このコラムでは、私自身の実務経験などを踏
まえながら、事業承継に関する様々なテーマに
ついて解説していきます。

0 はじめに

突然ですが、社長。

御社は「株券発行会社」ですか？

それとも、「株券不発行会社」ですか？

これは、私が実際に事業承継対策のお手伝い
をさせていただく際に、はじめに確認すること
の一つです。自社が「株券」（株券という紙）を
発行する会社なのか、発行しない会社なのかに
ついては、会社登記簿で確認することができます。
登記簿の中段くらいに「株券を発行する旨
の定め」という欄があり、「当会社の株式につ
いては、株券を発行する。」という記載があれば、
株券発行会社です。一方で、「株券を発行する
旨の定め」の記載がなければ、株券不発行会社
です。

1 株券発行会社のココが危ない！？

事業承継を円滑に進めるためには、「経営の
承継」と「株式の承継」の両輪をしっかりと回し
ていくことが必要不可欠と言えます。

そのうち「株式の承継」を考える上では、「株
券発行会社」であるか、それとも「株券不発行
会社」であるか、がポイントとなります。特に「株
券発行会社」である場合、株式を移動させるた
めには、実際に「株券」そのものの移動が必要
となる点に注意しなければなりません。

少し難しい話になりますが、会社法には次の
ような条文があります。

「株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係

る株券を交付しなければ、その効力を生じな
い。」(会社法128条)

これは、株式の譲渡・贈与については、実際
に「株券」の受け渡しがなければ法的に無効で
あるということを意味しています。

ここまで伝えると、
「うちの会社は、株券なんて発行
したことがないから関係ないで
すよね？」

と聞かれます。



残念ながら、「関係ないです。」とは言い切れ
ないのです。

会社登記簿上、「株券発行会社」となってい
る場合には、株券を今まで発行したことがない
会社であっても、株式を移転させる際には、わ
ざわざ株券を発行して、その株券を交付する必
要があります。

株券発行会社であるにもかかわらず、株券の
交付をせずに「株式の承継」を進めてしまうと、
生前に株価対策をして、贈与で株式を後継者に
移転させたとしても、それは法的に有効となら
ないのです。譲渡の効力を巡って、事後的に争
いとなった事例もあるので要注意です。

事業承継税制を利用にするにしても、その入
り口は「贈与による後継者への株式の移転」です。
その贈与の効力に法的な問題があるとなれば、
その贈与があったことを前提に進んでいく税務
処理にも後々問題が生じる可能性があります。

2 非上場会社の株券に関するルールの歴史

株券に関するルールを定めていた旧商法と会
社法の歴史を辿ることで、1の注意点を改めて
考えてみましょう。

社長の皆さま 危ない?」について解説します!

税理士
町田 恵一

まず前提として、現行の会社法(平成18年施行)では、「株券」を発行しないことが原則となっています。会社法施行後に設立された会社の多くは、原則通り「株券不発行会社」となっているかと思えます。

一方、会社法以前の時代は、株式会社は「株券」を発行することが原則となっていました(旧商法)。ただ、実際のところは、株券不所持制度や不発行の特例(旧商法)の適用を受け、中小企業で株券を発行している会社はほとんどないというのが実情でした。

しかしその後、会社法が施行されるにあたり、施行前までに、定款変更・登記により正式に「株券不発行会社」にしていなかった会社については、会社法施行日(平成18年5月1日)をもって「株券発行会社である旨」が法務局の登記官の職権で登記されてしまいました。その上で、会社法の施行に伴い、株券不発行が原則となったのです。

これが、株券不発行が原則のこの時代に、意図せずに「株券発行会社」のままになっている会社が多い理由です。会社法の施行をきっかけに、「株券」についての原則と例外が入れ替わったことがその背景にあると言えます。

3 その他にも注意すべき点

株券発行会社である場合には、次のような点にも注意が必要です。

「株券」の占有者は適法に株式について権利を有すると推定されるため、「株券」が会社にとって敵対的な人物に渡ってしまい、その人物が株主の地位を利用して様々な請求をしてくるリスクがあります。

また、事業承継税制の適用時には、「株券」を担保として提供することが要件となっており、煩雑な供託の手続きを行うことが必要となります。

4 まとめ

私が事業承継対策のお手伝いをさせていただく際には、上記のような理由から、まずはこの「株券発行会社」であるか否かを確認します。株券発行会社である場合には、株式の承継を進めていく前に、定款変更と登記の手続きを優先するようにアドバイスをすることが多いです。(※一律に株券不発行会社にした方が良いということではございませんので、ご注意ください。)

「株式の承継」の核となる部分は、「誰に」、「いつ」、「どのくらい」を移転させるのかを考えることですが、その実行には法務と税務の取り扱いを念頭に置くことがとても大切です。

今回は、事業承継を適法かつ円滑に進めていくためのはじめの一步として「株券発行会社」の注意点を解説しました。

この機会に、改めて確認してみたいはいかがでしょうか。

Profile

町田 恵一



◎多摩地域の相続・事業承継に特化した税理士。

◎東村山市生まれ、小平市在住。
中央大学卒。2児の父。剣道二段。
「資産税専門税理士が伝えたい令和時代の相続対策7つのポイント」をベースに、地主様・会社オーナー様を中心に、相続対策・事業承継対策のサポートを行っている。

大手税理士法人の資産税部門で従事した後、財産コンサルティング会社で更に経験を積む。その後、自分が生まれ育った東村山市を中心とする多摩地域で、資産税分野に特化した税理士として独立開業。

「遠慮なくなんでも相談できる。」「地域密着で何かあったらすぐに対応してくれるから安心。」との声も多く、一人一人のお客様と真剣に向き合っていく姿勢が評判。

《事務所》町田総合税理士事務所

《所在地》〒189-0003 東村山市久米川町4-10-1

《TEL》042-404-2973

《URL》<https://machida-gtax.com/>

税 務 署 だ よ り

給与等の源泉徴収に係る

令和6年分所得税の定額減税説明会のご案内

※ 説明会への参加予約は、「LINE アプリ」での予約となります。

- 令和6年度税制改正法案が成立し、施行されたため、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなりました。そこで、給与の支払者を対象に、定額減税説明会を次の日程で開催しますので、ぜひご参加ください。
- 定額減税制度の詳細や説明会の予約方法等については、国税庁ホームページの定額減税特設サイトをご覧ください。

定額減税特設サイト



1 定額減税説明会の日程（DVD上映を含め1時間30分程度を予定しています。）

日 時	開 催 場 所 な ど
- 令和6年4月17日（水） - 令和6年5月8日（水） 10時00分～11時30分 13時30分～15時00分	東村山法人会館 3階会議室 （東村山市本町 1-23-6） 40名定員 会場には、エレベーターがございませんのでご注意ください。
令和6年4月9日（火） 10時00分～11時30分 13時30分～15時00分	東久留米市役所 701号室会議室 （東久留米市本町 3-3-1） 150名定員
令和6年4月19日（金） 10時00分～11時30分 13時00分～14時30分	東村山市立中央公民館 ホール （東村山市本町 2-33-2） 450名定員
令和6年4月23日（火） 10時00分～11時30分 13時30分～15時00分	清瀬市生涯学習センター 7階アミューホール 100名定員 （清瀬市元町 1-2-11）
令和6年4月30日（火） 10時00分～11時30分 13時30分～15時00分	小平市役所 6階大会議室 （小平市小川町 2-1333） 100名定員
令和6年4月26日（金） 10時00分～11時30分 13時30分～15時00分	防災・保谷保健福祉総合センター 6階講座室 70名定員 （西東京市中町 1-5-1）
- 令和6年4月11日（木） - 令和6年4月24日（水） - 令和6年5月14日（火） 10時00分～11時30分 13時30分～15時00分	東京都小平合同庁舎 3階会議室 50名定員 （小平市花小金井 1-6-20） 会場には、エレベーターがございませんのでご注意ください。

2 説明会の参加について

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきます。
- ご予約は3月1日(金)から「LINE アプリ」にて行います。詳しくは、「定額減税特設サイト」をご覧ください。

【連絡先】

東村山税務署 042-394-6811(代表) ※ 自動音声後「2」を選択
法人課税第2部門 内線 321～323

※ 定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

ご予約はこちらから

LINE アプリ



国税職員採用募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆人事院国家公務員
試験【採用NAVI】



◆採用関係お役立ち
リンク集



◆Web-TAX-TV



令和5年度から新設！

各試験 区分	国税専門官 (A区分)	国税専門官 (B区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※令和5年度の実施状況
受験資格	1 平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれ の者 2 平成15年4月2日以降生まれの者で次に掲 げるもの ■ 大学(短期大学を除く。)を卒業した者及 び令和7年3月までに大学を卒業する見込 みの者 ■ 人事院が上記■に掲げる者と同等の資 格があると認める者		1 令和6年4月1日において高等学校 又は中等教育学校を卒業した日の翌 日から起算して3年を経過していない 者(令和3年4月1日以降に卒業した 者が該当する。)及び令和7年3月まで に高等学校又は中等教育学校を卒業 する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ず ると認める者	令和5年4月1日におい て、大学等(短期大学を 除く。)を卒業した日又 は大学院の課程等を修 了した日のうち最も古 い日から起算して8年 を経過した者
申込期間	令和6年2月22日(木)9時～3月25日(月) [受信有効]		令和6年6月14日(金)9時～6月26日(水) [受信有効]	令和5年7月24日(月)9時 ～8月14日(月) [受信有効]
1次試験	令和6年5月26日(日)		令和6年9月1日(日)	令和5年10月1日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式) 専門試験(記述式)		基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験 (多肢選択式) 経験論文試験
	[専門試験] 必須:民法、商法、会計学 選択:憲法・行政法、経済 学、財政学、経営学、 政治学・社会学・社 会事情、英語、商業 英語 記述:憲法、民法、経済学、 会計学、社会学	[専門試験] 必須:民法・商法、会 計学、基礎数学 選択:情報数学・情報 工学、統計学、 物理、化学、経 済学、英語 記述:科学技術に 関連する領域		
2次試験	令和6年6月24日(月)～7月5日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時		令和6年10月9日(水)～10月18日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和5年11月3日(金)、 4日(土)、5日(日)、11日 (土)又は12日(日)で指 定する1日
	人物試験、身体検査		人物試験、身体検査	人物試験
3次試験				令和5年12月上旬又は 中旬で指定する1日
				総合評価面接試験
合格発表	令和6年8月13日(火)		令和6年11月12日(火)	令和5年12月21日(木)

※国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和5年度の実施状況を記載しています。

令和6年度の試験概要については、令和6年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

令和6年度 税制改正大綱

－ 法人会の税制改正提言 －

～法人には朗報！交際費から除外される飲食費等の金額が 5,000円から10,000円に倍増～

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2) 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的なルール

税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるぼし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるぼし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③中小企業向けルール

資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
1.5%以上	15%	上乗せ5%	上乗せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるぼし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4) イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5) 法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法が②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6) 外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7) 倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1) 事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は 一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1) 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正

① 適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしななければならないとの要件が不要とされます。
② 年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。
(イ) 設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。
(ロ) 設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。
③ 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。
④ 権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4) 住宅ローン減税の改正

認定住宅等取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。
① 40歳未満であって配偶者を有する者
② 40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対

応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1) プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。
② 新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。
③ 特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6) 登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは ...

T I S 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958

FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

令和6年に入ってから1月、2月と暖冬傾向が強く、スキー場も大変だと報道も見られましたが、3月に入り例年に比べ急に寒い日が増えてきました。まだ、一部ではコロナの感染も聞かれます。十分体調にはご注意ください。

さて、前々回からは、9月に文春オンライン版で話題になった「ジャニーズ事務所も適用している事業承継税制」について、ジャニーズ事務所（以下当社）を事例として数回に分けて、再度事業承継税制の適用要件を確認しています。

3回目の今回は事業承継税制適用後、経営承継期間内（相続税の申告期限の翌日から5年以内）及び経過後の要件について、現状当社がどのようになっているのかみてみたいと思います。

令和5年9月7日に当社が実施した記者会見では、ジュリー氏は社長職を辞任したものの、代表取締役を留任し、会社の株式（当社の全株）も保有したままということがわかり、各方面から反響を招き、CMスポンサーが軒並み離れる事態を招いてしまいました。

今回ジュリー氏がこのような判断をしたことも、文春オンラインでも記載がありましたが、事業承継税制のルール上、手放さなかった（手放せなかった）のではないかと推測されます。事業承継税制では、

左記図表の要件等に該当した場合、猶予されていた税金と、猶予が開始されてから納税猶予が打ち切りになるまでの期間の利子税が掛かります。

① 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税等の全額と利子税を併せて納付します
② 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税等のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。
③ 譲渡等した部分に対応しない相続税等については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予額を納付する必要がある主な場合	経営承継期間内	経営承継期間等の経過後
特例の適用を受けた非上場株式会社等についてその一部を譲渡等（贈与を含む）した場合	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A(※3)	C(※2)
一定の基準日における雇用の平均が相続時の雇用の8割を下回った場合（特例事業承継税制では実質譲渡）	A(※1)	C(※2)
会社が資産管理会社に該当した場合（5人以上雇用等の要件を満たす会社を除きます。）	A	A
先代経営者が代表権を有することとなった場合	A	C(※2)

※1 雇用の平均は、5年間の経営承継期間の平均に算定します。
※2 5年間の経過後に「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。
※3 精神的・身体的なやむを得ない場合を除きます。一定のやむを得ない理由の場合に限り、特例適用ができることになりました。

上記図表の中で、経営承継期間内に、納税猶予されている株式を一株でも譲渡（売ること）や贈与（無償であげること）した場合は納税猶予が打ち切りになります。合わせて、5年以内に後継者が会社の代表権を有しなくなった場合についても同様に打ち切りとなります。

ジュニー氏に相続が発生した際の、相続税の申告期限が2020年5月ですから、この経営承継期間を経過するのは2025年の5月になります。この期間が経過した後は、仮に株を手放すことになっても、5年分の利子税が掛からなくなるのと、その後については、売ったりあげたりした株については、納税義務が生じますが、手元に残した株については引き続き納税猶予の対象となります。3月12日に株式会社SMILE-UP（旧株式会社ジュニー時事務所）の履歴事項全部証明書を取得し確認したところ、ジュリー氏は、現状代表取締役のままで（簿本上は昨年9月に代表取締役役に就任した東山紀之氏と複数代表）から、納税猶予は未だ継続している可能性が大きい。

相続税が文春の記事の通り、約860億円に上るとすると、利子税も相当な額が見込まれます。また、特例事業承継税制の場合は、5年間経過後、会社の経営状況が悪化した際、会社の株式の譲渡や破産等の際、その時点で株価の再計算が出来、仮に株価が相続時と比べ減少している場合については、差額が免除されるというルールもあります。

文春オンラインの記事では、税金逃れといった論調になっていましたが、仮に現在の納税猶予を打ち切ると、税金が払えず、自己破産の可能性もありますし、会社が破綻すると、約200人いる従業員の雇用を守ることが出来なくなります。これだけ社会的な問題になっており、ブランド価値が毀損した会社を買収してくれる企業がいるのかどうか不明です。そのため経営判断上、批判を覚悟でやむを得ず続けているという見方もできます。

冒頭でも申し上げましたが、ジュニー氏の加害行為は決して許されることではなく、また経営陣が把握していながら放置していたとするならば同罪だと思います。今後一時代を築いた当社がどのようになっていくか、経営的な視点からも注視していきたいと思います。

Profile

執筆

じょうこう

さとう

中小企業診断士

上

甲



立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般（経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継、M&Aを活用した第三者承継）業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。

Office

株式会社 国土工営（認定経営革新等支援機関）

〒162-0824 東京都新宿区塩場町2-26 SKビル4階

☎ 03-5227-3601 📠 03-5227-3604

✉ joko@kokudokoue.co.jp 🌐 <http://www.kokudokoue.co.jp/>

税に関する絵はがき優秀作品展示

女性部会

令和5年度の税の絵はがきコンクール優秀作品を東村山税務署と立川都税事務所の協力のもと、確定申告の期間中、税務署確定申告会場と都税事務所入口に展示いただきました。確定申告は終了しましたが、引き続き、税務署1階ロビーにて展示しております。是非、子供さんたちの力作をご覧ください。

〈東村山税務署申告会場〉



〈立川都税事務所入口〉



地域の名所

東村山市 北山公園

北山公園は東村山駅から徒歩20分の立地にある狭山丘陵を背景にした自然豊かな公園で、新東京百景に選ばれています。春は水仙、オガタマ、花木大角豆（ハナキササゲ）と、公園内北側のしだれ桜の一種である「三春の桜」が3月下旬に見ごろを迎えます。初夏には約600種類8千株10万本の花菖蒲、ハス、紫陽花が咲き乱れ、秋には妖艶な赤色の「曼珠沙華」（彼岸花）が開花し八国山の紅葉も楽しめます。雪が降った際の雪化粧も美しく、四季の変化を肌で感じるこのできる公園です。

幼少の頃、弟と祖父に連れられ、ザリガニ釣りやオタマジャクシを捕まえ時間を忘れ遊んでいた頃が懐かしいです。今では“外来植物ポスト”が設置されており、アメリカザリガニ、ウシガエル、アカミガメや、オオフサモ、アメリカセンダングサ、ヒメムカシヨモギ等の外来植物がみられるようで、それらを抜き取り自然環境を守っていく試みが伺えます。

毎年6月上旬～中旬まで「菖蒲まつり」が開催されます。

場 所 東村山市野口町4丁目50-1



地域のイベント情報

西東京市

エコプラザ西東京 リユース祭り

2024
春

衣類・食器・かばん・靴・おもちゃ・雑貨・DVD・CD・本など、再利用可能な不要品を無料で譲り合うリユース活動です。ぜひお越しください。

※当日1人5点まで受取可、西東京市外の方も参加いただけます。
※営利目的の利用不可

★日 時：5月19日(日) 午前10時～午後2時

★場 所：エコプラザ西東京

リユース品の持ち込み受付

★日時：5月18日(土) 午前10時～午後1時

★対象：西東京市内在住・在勤・在学の方限定で、1人10点(セット品は一式で1点として扱う)

※植物・危険物・飲食類・医薬品・貴金属、修理・修繕が必要な物・汚れている物などリユース品として適当ではないと判断した物は不可

★問合せ先：エコプラザ西東京 ☎042-421-8585

■西東京市みどり環境部環境保全課 ☎042-438-4042

清瀬市

清瀬市郷土博物館特別展 「清瀬駅100年の物語」

清瀬駅開業100周年記念事業の一環として、郷土博物館で特別展を開催します。

清瀬駅や西武鉄道に関する様々な資料や写真の展示を通じ、本市とともに歩んできた清瀬駅の歴史を紹介します。

★日 時：6月9日～9月1日 午前9時～午後5時
(最終入場午後4時30分)

※月曜日休館(祝日の場合は開館し、翌火曜日休館)

★場 所：清瀬市郷土博物館

★問合せ：清瀬市郷土博物館 ☎042-493-8585



物流業界の2024年問題について

1 物流業界の2024年問題

これは、働き方改革関連法の施行により、2024年4月1日以降、自動車を運転する業務の1年間の時間外労働が960時間に上限規制されることで起きる問題の総称です。

- (イ)輸送能力の不足：上限規制により、ドライバー1人あたりの走行距離が短くなり、長距離での輸配送が難しくなる可能性があります。
- (ロ)輸送量の減少と売上減少：時間外労働の制限により、輸送量が減少し、売上に影響を及ぼす可能性があります。
- (ハ)ドライバーの収入減少：労働時間の上限規制により、ドライバーの収入が減少する可能性があります。
- (ニ)法令違反のリスク増加：法改正に適合しない場合、指導や処罰のリスクが増加。

2 物流業界が2024年問題に対応するために取るべき対策

- (イ)ドライバー不足への対応
 - ①配送マッチングサービスを活用し、複数の個人配送網を持つことで、ドライバー不足を解消します。
 - ②軽貨物運送業の届出済み個人事業主との連携：個人ドライバーと連携し、効率的な配送を実現します。
- (ロ)輸配送の効率化と環境対策
 - ①配送ルート最適化ツールを利用してエリアごとの車両割り当てや配送順序を自動的に最適化します。
 - ②GPSを活用したリアルタイムな車両管理により、車両の位置情報を把握し、臨機応変なルート変更を可能にします。
- (ハ)環境対策を推進して、二酸化炭素排出削減のため、トラックの改良やエコドライブの推進、二酸化炭素排出量の少ない輸送手段の採用を進めます。

3 EC市場の拡大に伴い、個人向けの小口配送需要の急増による長時間労働抑制策

- (イ)荷待ち時間・荷役時間の削減：荷主等に交渉して、長時間の荷待ちや荷役作業の回避や、効率的積み下し場所の選定と予約システム導入で、待機時間を減らします。
- (ロ)高速道路の有効活用や市街地での納品業務の時間短縮も検討しましょう。
- (ハ)配車担当レベルでシステムの導入やオペレーションの改善を実行し、残業時間を抑制できるような配車計画を組む体制を整えます。
- (ニ)ドライバーの長時間労働を改善するためには、クラウド型勤怠システムや週休2日制の導入、有給取得の推進など、労働環境の改善が必要です。

筆者 profile



いしづ たかよし
石津 雄美

2024年4月1日現在

◆石津社労士事務所 所長 (特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
◆オールフォーオール 代表 (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、ワンストップソリューションサービスチーム主宰) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略 歴

- ◆昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- ◆昭和58年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- ◆保有資格 年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- ◆平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
- ◆平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)

事 務 所

- ◆所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
- ◆TEL 090-1738-7991
- ◆e-FAX 050-3133-0539
- ◆e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
- ◆HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>

会社 紹介

自由設計の家 株式会社 内田工務店

所在地 本社 ▶ 東京都清瀬市下宿2-472

☎ 042-493-2660

清瀬元町営業所 ▶ 清瀬市元町1-7-21

☎ 042-497-8680

新座営業所 ▶ 埼玉県新座市あたご3-1-17

☎ 048-482-3939

代表取締役 内田 健介

所属 清瀬支部



代表取締役 内田 健介

弊社は、清瀬市で「本物の木の家」づくりをしている工務店です。1973年に父が創業し、木の家づくりと同時に技術の継承として大工の育成もしてきました。その流れを汲みながら2018年に私が2代目として引き継ぎました。

私も大工の修行をし、家づくりに携われることに大きな魅力と責任を感じております。なぜなら弊社では、無垢材の扱いが出来るという利点があるからです。無垢材はそれぞれに性格があり、同じ材料は一つもありません。その組み合わせを大工が責任を持って考え、家を作り上げていくこと、お客様が喜んでくれることは大きなやりがいとなります。



竣工写真

無垢材を含め自然素材で建てた家は調湿性・断熱性にも優れ、お客様にとって快適な空間となるので、心身ともに健康になります。「内田さんに家を建ててもらったら子どもが出来たよ!」という報告を受けることがよくあります。他にもアレルギーがなくなった、集中力が上がった等、こういったお知らせを聞けることも作り手として嬉しく思います。また、無垢材で作った家は経年変化でより美しく味わい深いものとなります。建てて数年経った時に改めて良いものだと感じます。

これまで地域に根差して50年以上となります。お客様の希望要望を叶え満足していただく仕事を念頭に、若手大工の育成にも励んでまいります。お住まいの事で困りの際はお気軽にご相談ください。

これまで地域に根差して50年以上となります。お客様の希望要望を叶え満足していただく仕事を



竣工写真



本社・作業場



清瀬元町営業所



新座営業所

セミナー名	月日(曜日)	時間
決算法人説明会	令和6年 5月 2日(木)	13時～15時30分
税務教室「役員給与の概要」	5月 9日(木)	15時～16時
新設法人説明会	5月22日(水)	13時～15時45分
決算法人説明会	6月11日(火)	13時～15時30分
税務教室「減価償却の計算方法」	6月20日(木)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。
※税務教室はタイトルが変更になる場合がございます。
※会場にエレベーターはございません。

申込はお電話で承ります

☎042-394-7654

本部研修会のご案内

講師 服部 幸應氏 (学服部学園 服部栄養専門学校
理事長・校長 / 医学博士 他)

演題 食育のすすめ

日時 令和6年6月6日(木) 16時30分～18時

会場 ホテルエミシア東京立川 (立川市曙町2-14-16)

参加費 **無料** (一般の方も無料で参加できますが、一般の方はQRコードよりお申込み下さい)

会員の方はお申込不要ですが、席は先着順での案内となります。

問合せ 公益社団法人東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。



本部研修会講師
服部 幸應氏

一般の方の
お申込み⇒

(会員は申込不要、
直接お越しください)



ご案内 ビジネスマナー研修

こんな方にお勧めします！

◆社会人としての社員教育(マナー)と常識、ビジネスマナーの基本、仕事の基本、対応の基本身に着けたい方

◆知っているつもりだけど忘れてしまった、また、復習のつもりで学び直したい中堅社員の方

〈日 時〉 令和6年5月16日(木) 10時～16時

〈会 場〉 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)

〈講 師〉 三澤雅史氏(ミサワTG&Sオフィス(株)代表取締役)

〈参加費〉 正会員 1,100円 / 1名 賛助会員 1,650円 / 1名
(税込) 非会員 2,200円 / 1名

〈定 員〉 20名 ※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

お申込みは
こちらの
QRから⇒



ご案内 源泉所得税実務研修会

参加
無料

源泉所得税の基礎から応用までを、問題演習と解説講義形式で税務署担当官が行います。
新任者の方も実務経験者の方もぜひご参加ください。

〈日 時〉 令和6年5月17日(金) 14時～16時

〈会 場〉 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)

〈講 師〉 東村山税務署担当官

〈参加費〉 無料

〈定 員〉 20名 ※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

お申込みは
こちらの
QRから⇒



報告

—— 青年部会租税野球教室 ——

令和6年2月17日(土)に東久留米市立西中学校にて、元読売巨人軍・元WBC日本代表コーチである緒方耕一氏を講師にお招きし、租税野球教室を開催しました。当日は管内の野球チームの小学生と中学生の他、指導者の方々も多数参加頂きました。最初に土田青年部会長から挨拶と、野球を題材とした税金クイズを出題し、全問正解した子供達には緒方氏のサインボールをプレゼントしました。その後、緒方氏により走塁やバッティングについての実技指導をしていただき、参加者は熱心に取り組まれていました。



土田青年部会長



税金クイズ



指導の様子



緒方氏と青年部会員

報告

e-Tax・eLTAX講習会

2月14日(水)東村山法人会館において、国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)と地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)講習会を開催しました。講師の東村山税務署管理運営福島第2統括官と法人課税第1部門川口法人審理担当上席からe-Taxの各種手続き等について、立川都税事務所事業税課法人事業税班岩城主事と小林主任及び徴収課徴収管理班柳課長代理からeLTAXの利用開始手続き等についてご説明いただきました。

「分からないことを丁寧に教えて下さり助かりました。」と受講者から感想を頂きました。次回は9月に実施する予定です、是非ご参加下さい。



東村山税務署
福島統括官 川口上席

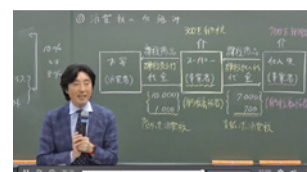


立川都税事務所
⑤柳課長代理 ⑥小林主任
⑦岩城主事

報告

オンライン決算整理・決算書作成講座

令和6年3月21日(木)～4月10日(水)の視聴期間内なら24時間視聴可能な「決算整理・決算書作成講座」を開催しました。税理士であり資格の学校TACの人気講師である、五島 秀明氏により、棚卸・見越繰延などの項目ごとに、具体的な決算整理処理について事例を元にご説明いただきました。



五島 秀明氏

ご案内

公益社団法人 東村山法人会

第12回 通常総会



期日 令和6年6月6日(木) 14時30分～16時30分

会場 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

参加資格 東村山法人会の正会員のみ(5月中に通常総会招集通知書等をお送りします。ご出席いただけない会員様は同封の委任状のご投函をお願いします)



昨年度通常総会

通常総会に引き続き、同会場で『本部研修会』を開催します。

ご案内

東村山法人会 第29回

厚生親睦チャリティゴルフ大会

日時 令和6年5月30日(木) スタート8時(予定) 雨天決行

会場 高坂カントリークラブ(東松山市高坂1916-1)

大会に関するお問い合わせは 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

※お申込みは同封の第29回厚生親睦チャリティゴルフ大会申込書にて受け付けます。



昨年度実施 プレー後の懇親会食状況

令和
6年度

各ブロック・部会報告会&研修会

税制研修会は どなたでも参加できます。

※報告会、交流会は会員のご参加に限らせていただきます。

税制研修会
参加費無料
申込不要

ブロック等	開催日	開催時間			場所	
東村山	5月10日(金)	15時30分 報告会	16時30分 税制研修会	18時10分 交流会	東村山法人会館 (交流会はサガミ東村山店)	
小 平	5月22日(水)	17時より			橙や小平本店	
西東京	5月23日(木)	13時 税制研修会	14時 報告会	14時40分 交流会	谷戸イチョウホール	
東久留米	5月27日(月)	18時より			東久留米市商工会館	
清 瀬	5月28日(火)	16時30分 税制研修会	17時30分 報告会	18時15分 交流会	清瀬けやきホール	
青年部会	4月22日(月)	15時 税制研修会	16時 報告会	17時 経営講演会	18時20分 交流会	東村山法人会館 (交流会は蔵馬にて開催)
女性部会	4月24日(水)	15時30分 報告会	16時 税制研修会	17時10分 交流会	東村山法人会館	

※日程等は変更になる可能性があります。

〈お問合せ〉 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- ☐ 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- ☐ 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- ☐ 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- ☐ さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- ☐ 著名な講師の講演を聴きたい!
- ☐ 地域社会に貢献したい!
- ☐ 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

新入会員紹介コーナー



この度、小平市にて司法書士・民事信託士・行政書士・マンション管理士として開業することになりました。

私はこれまで、弁護士と司法書士の合同事務所や個人事務所にて裁判業務含め様々な司法書士業務に携わってきました。その経験を活かし、皆様のお役に立てるよう、誠心誠意努めてまいります。

ご相続に伴う不動産の名義変更登記、遺産分割協議書、公正証書遺言作成、会社設立、マンション管理計画認定制度などの相談を承っております。

お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。

〈法人名〉司法書士・マンション管理士アスタ事務所
〈代表者〉渡邊 貴宏
〈住 所〉小平市天神町2-22-1-201
〈T E L〉042-318-4524
〈支 部〉小平第4支部(賛助会員)

この度、小平市にて司法書士・民事信託士・行政書士・マンション管理士として開業することになりました。

「弁護士と司法書士のみが取得可能な民事信託士資格」により高度な家族信託の専門家として、4つの保有資格を並行して活用し高度なサービスをご提供できると考えています。

家族信託とは、将来の相続や贈与に備えて、財産の管理や分配を受託者(お子様等)に委託し、遺言では実現が難しい柔軟な財産承継を実現する仕組みです。

お客様のニーズに合わせた最適なプランをご提案し、信託契約書の起案から公正証書作成、信託登記申請、信託銀行との打ち合わせまで、一貫してサポートいたします。

〈法人名〉民事信託士アスタ事務所
〈代表者〉渡邊 貴宏
〈住 所〉小平市天神町2-22-1-201
〈T E L〉042-318-4524
〈支 部〉小平第1支部
(賛助会員)



この度、小平市にて司法書士・民事信託士・行政書士・マンション管理士として開業することになりました。

東京都行政書士会の空き家相談員として、昨今、社会問題となっている空き家問題について、賃貸、売買、リフォーム工事等に司法書士資格も活用しながら空き家の利活用に携わっていきたいと考えております。

また、建設業許可申請、補助金申請などの相談も承っております。

お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。

〈法人名〉行政書士アスタ事務所
〈代表者〉渡邊 貴宏
〈住 所〉小平市天神町2-22-1-201
〈T E L〉042-318-4524
〈支 部〉小平第3支部
(賛助会員)

立川都税事務所からのお知らせ

東京都主税局についてのお知らせ

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和6年4月16日(火)13時~令和6年5月7日(火)23時	
入札期間	令和6年5月14日(火)13時~令和6年5月16日(木)23時	令和6年5月14日(火)13時~令和6年5月21日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の〈公売情報〉からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

■主税局ホームページ〈公売情報〉 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

■公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

〈メールマガジンのご案内〉 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索



西東京第3支部長
株式会社くすりのダイイチ
代表取締役社長

大河内一紀さん

感謝を忘れない



父親の大河内文男が現在の西東京東町に昭和28年に第一薬局として開業しました。当初は全く売れずに困っていると、隣の野口さんが見かねて近隣の農家を紹介して頂き、それを機に農薬の販売が主な事業になりました。野口さんに農家を紹介して頂き、今の当社が存在していると思います。

その後ひばりヶ丘団地店・東久留米団地店を出店し徐々に売上も確保することができました。

私は昭和48年に日本大学薬学部を卒業し薬剤師になりました。その後神戸の有名な薬局に3年間勤務して40歳で当社の代表取締役社長に就任しました。しかしながら不採算店舗が多く3店舗閉店しましたので資金繰りが大変で一時は廃業まで考えました。

その時青年会議所の先輩である加藤さんが幼稚園を閉園して老人ホームを立ち上げ

ました。そして、加藤さんにホームの薬局を紹介して頂きました。調剤薬局事業にも意欲があったので即答して受けさせていただきました。後になって既に薬局が決まっているのに大河内の経営が厳しい状況なので決めたと聞いて感謝していました。そして、この件については大河内には絶対に話すなどと言っているのを数年後で聞きました。涙がでるほど感激したのを今でも決して忘れません。本当の親切は本人に言わないのが本物の親切であることを先輩から教えていただきました。

また、青年会議所と消防団の先輩の半澤さんが保谷駅近くの材木店をビルにするにあたり、一階の70坪の物件をSDラッグが借りたいと来ているが同額なら大河内に任せるとの事でしたので即答させていただきました。感謝に堪えません。現在は板橋区に2店・練馬区に1店・西東京市内に8店を出店しております。業務一般を長男に次男に調剤業務を長女に在宅業務を担当させています。

これからは年々進化するOTC商品・医薬品への対応の人材育成が課題です。過去の成功事例が通用しない将来に向かって挑戦していこうと思います。西東京商工会会長・



東伏見店



東伏見北口店

消防団分団長・青年会議所理事長・東町商栄会会長・保護司・などを経験させていただきました。そこで出会った素晴らしい皆様との交流が会って今の私があります。趣味はゴルフ・旅行・6人の孫と遊ぶことです。昭和45年に朝日新聞の配達員をしました。毎日朝4時に起きる勤務で体重が6kgも減りました。発行部数も現在の2倍でしかも自転車でした。無給でしたが1年間配達員をするとイギリス・フランス・ドイツ・スイス・イタリアの10日間の旅行に行く事ができました。その頃、海外旅行どころか飛行機に乗る事もなかった時代です。どの国に訪問しても日本人と会うことはなかったです。どこに行っても人混みは皆無でした。以上会社概要・趣味などをお話しさせていただきました。

西東京法人会第3支部長として経験不足ですがよろしく願います。

確定申告陣中見舞&タオル寄付等

★確定申告陣中見舞報告

東村山税務署での確定申告会場で使用する、法人会特製ボールペン200本を2月5日(月)に村野東村山法人会長より本橋東村山税務署長に進呈いたしました。



㊤ 本橋東村山税務署長
㊤ 村野東村山法人会長

★管内寄贈活動報告 各ブロック

3月13日(水)から22日(金)にかけて、厚生親睦チャリティゴルフ大会と東村山法人会50周年記念式典におけるチャリティバザーによる寄付、女性部会のタオル一本運動を、各ブロック長等から社会福祉協議会に寄付を行いました。



東村山市社会福祉協議会
㊤ 白石ブロック長



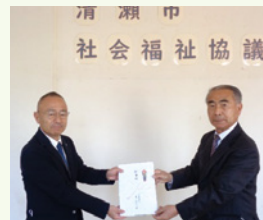
小平市社会福祉協議会
㊤ 小川ブロック長



西東京市社会福祉協議会
㊤ 鎌田ブロック長



東久留米市社会福祉協議会
㊤ 三沢副ブロック長
㊤ 高橋ブロック長



清瀬市社会福祉協議会
㊤ 細山副会長

★タオル1本運動 女性部会

女性部会では、地域への社会貢献活動として、会社や家庭等で余っている未使用タオルを持ち寄り、社会福祉協議会等へ寄贈する「タオル一本運動」を行っています。

寄贈先は管内五市のローテーションとし、3月22日(金)、東村山市社会福祉協議会へタオル100本を寄贈しました。



㊤ 三馬女性部会副部会長
㊤ 白石ブロック長

★能登半島地震被災地支援募金

2月10日(土)創作料理 旬において開催した西東京ブロック賀詞交歓会の場において、東村山法人会西東京ブロックより、西東京市社会福祉協議会へ能登半島地震被災地支援募金を寄付いたしました。中央共同募金会を通じて、被災された方の支援に活用していただきます。



㊤ 鎌田ブロック長

実施報告

生活習慣病健診

日本人の死因の約6割は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病です。生活習慣病の予防と早期発見・治療に重要なのが、「特定健診(いわゆるメタボ健診)」です。経営者や従業員とご家族のために定期的な受診をお勧めします。法人会員は割引価格で受診できます。細部は下段をご確認ください。なお、次回は9月に予定していますので是非ご利用下さい。

2月中旬から令和5年度2回目の(一財)全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が管内各所(サンパルネ、ハミングホール、東久留米スポーツセンター)で実施されました。



東久留米スポーツセンター
健診状況

小平 第1支部

2月1日(木)、『小平第1支部ボウリング大会』が東大和グランドボウルにて開催されました。実に3年ぶりの開催となりました本大会は、役員で企画・運営を分担し、支部内多数の会員様のご参加の下、楽しく交流を深めることができました。また、豪華賞品も受賞された皆様にお渡しすることができ、恒例のじゃんけん大会もとても盛り上がりしました。これもひとえに会員各社様のご理解ご協力のお蔭と心より感謝申し上げます。次回は、2025年2月7日(金)に今回よりもさらに多くの参加を目指し、そして楽しく開催することお約束し、閉会といたしました。



東大和グランドボウルにて
記 支部長 今井 啓介

東村山 第1支部

2月3日(土) 恒例のボウリング大会を東村山久米川ボウルにて開催いたしました。当日は節分の日です。参加頂きました皆様、大きな豆(ボウル)を力いっぱい投げ、鬼(ピン)をなぎ倒し、大きな福を呼び込んでいました。私も負けじと、始球式での気合を入れた私の投球は、見事にすべての鬼を倒してストライク、ボウリング場より福(ドリンク)をゲットし参加者より歓声を浴びる嬉しい結果となりました。運動の後は、飲み放題のドリンクとバーベキューでのごを潤し、お腹を満たし、成績発表を行い、全員に賞品を配布して、大変に盛り上がった大会を開催出来ました。今回、31名の参加を頂き親睦を深めることが出来ました。皆様の楽しそうな笑顔を拝見し、とても嬉しく思うと同時に、今後も会員の皆様の笑顔が見られるような支部事業を行っていかうと、思いました。



久米川ボウルにて

最後に、今回の実施に当り、支部担当役員の皆様には多大なるご助力を頂きましたことを心より感謝いたします。支部役員の皆様、参加頂きました会員の皆様、本当にありがとうございました。

記 支部長 中澤 昌

東村山 第4支部

2月4日(日) コロナ感染症も5類になり日帰り研修会を実施しました。東村山第4支部は、マホロバマインズ三浦、城ヶ島へ、秋津町を朝8時出発しました。圏央道を八王子JCT、横浜横須賀道路、マホロバマインズ三浦へと向かいました。マホロバマインズ三浦で温泉に入り、楽しい昼食で皆様と親睦をはかりました。城ヶ島では灯台見学、買い物をしました。帰りのバスの中ではビンゴゲームをして盛り上がりしました。参加いただきました皆様ありがとう御座いました。 記 支部長 原田 清見



マホロバマインズ三浦

東久留米 ブロック

2月5日東久留米商工会館にてブロック研修会及び新年会を開催いたしました。研修会では、川口上席より非常にわかりやすい電子帳簿保存法についての説明をいただき、2部の新年会では、富田市長にもお越し頂きました。当日は、警報が出るほどの大雪で事務局の皆様も「電車が止まる!」との情報で早々に退席する中、お越しいただいた36名もの法人会員の皆様の足を運んでいただいた温かい気持ちに、雪も早々に解けたのではないのでしょうか!

記 副ブロック長 三沢 和喜



高橋ブロック長 挨拶

東村山 ブロック

2月8日(木) 東村山法人会館において東村山ブロック新春研修会及び賀詞交歓会を開催し44名に参加頂きました。
東村山税務署川口法人審理担当上席を講師にお招きし、電子帳簿保存法について約1時間ご講演をしていただき、その後、同会館3階に於いて賀詞交歓会を開催しました。本年1月に発生した能登半島地震の犠牲者に追悼の意を表し、復興を何よりの願いとして心に刻み込み、成功裏に終えました。



西東京 ブロック

2月10日(土) ひばりヶ丘北口チャイナ倶楽部 旬にて西東京ブロック会員交流会を開催致しました。

コロナ禍、4年ぶりで創立50周年のお祝いを兼ねた会なので、過去最大の56名の参加により盛況の中で、鎌田ブロック長、来賓の市長に挨拶いただき、塩月税制委員長の乾杯で始まり会員である社協のメンバーの能登半島地震の義援金募集の依頼あり68000円集り、お手伝い頂いた大同生命の挨拶紹介ありの歓談のうち尾林前ブロック長の3本締め挨拶で無事、成功裏に終えました。4支部会員相互の親睦を深めブロック活動への積極的な参加を促す機会とする目的は達することが出来たと思います。ありがとうございました。

記 副ブロック長 清水 正幸



鎌田ブロック長 挨拶

東久留米 第3支部

今回の親睦旅行は、2022年度温泉総選挙において「うる肌部門」で全国1位に輝いたあきる野市の瀬音の湯へ行ってきました。冬晴れの天候の元、総勢13名で現地へ。お湯の方は前評判通りの素晴らしいお湯でした。メンバー同様の付き合いとなり、親睦が築けました。また往路は秋川ファーマーズセンターで新鮮野菜を購入し、帰路は武蔵村山市の文明堂壹番館（文明堂直売店）でカステラなどのお土産を購入。東久留米には予定通りの17時30分頃に全員無事に帰着しました。

記 会計担当 田中 信行



瀬音の湯にて

東村山 第6支部

3月4日（月）、久米川ボウルにおいて恒例の「新春 親睦ボウリング大会」を開催いたしました。今回26社36名と多くの会員さんにご参加いただき、会員親睦を図る事が出来ました。「何年ぶりにボウリングをやったら楽しかった」・「いろんな業界の方と話が出来て良かった」など、多くのご意見をいただき、開催できたことに運営側も喜びを感じることが出来ました。このようなイベントで、法人会を近く・親しみ易い場所に今後もしていけたらと思います。

記 支部長 大野 初



久米川ボウルにて

東村山 第3支部

3月5日（火）サガミ東村山店において第3支部 新入会員歓迎・会員交流交歓会を開催しました。まだ冬の寒さの厳しさが残る中、第3支部の新たなメンバーと会話を交えながら、今後の法人会活動の豊富について意見交換を行いました。会場では中條支部長の挨拶に続き、同席いただきました大同生命保険株式会社福田営業所長に受託会社の福利厚生推進状況のご説明を行っていただき、心も身体も温まったところで無事お開きとなりました。

記 支部長 中條 基成



西東京 第2・第4支部

3月5日（火）に2支部・4支部合同の日帰り研修会を実施致しました。曇り空の中7時45分に田無郵便局を出発し、車中では皆さんが自己紹介、事業紹介をしてお互いを理解する時間を共有しました。鎌倉では、先ず北条時宗が創建した禅宗（臨済宗）寺院の円覚寺に参拝し、舍利殿から国宝洪鐘（鐘楼）を見学した後、北鎌倉のシェ・ケントラウにて昼食です。地元食材をメインに厳選素材を使った目にも鮮やかなフレンチ料理はまさしく絶品で、ワインと合わせて皆さんが和気あいあいと会話を弾ませていました。

食後は小雨の中、鶴ヶ丘八幡を参拝し、小町通りで買い物と一日鎌倉を満喫することが出来ました。日頃会う機会の少ない会員間の親睦、法人会事業への理解を深めて頂き、今後の活動への積極的な参加を促す良い機会となったと思います。どうもありがとうございました。

記 支部長 松本 雅継



円覚寺において



Business Guard



企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災 （業務災害総合保険）
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル （業務災害総合保険・メディカル特約）
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト （総合事業者保険）
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO （法人会の自動車保険）
企業向け第三者賠償責任保険	オールスターズ ALL STARS （事業賠償・費用総合保険）
火災と地震災害に備える	プロパティガード と 企業地震保険 （企業財産保険・財物損害補償特約・地震・噴火・危険補償特約等）
個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード （個人情報漏洩保険）
役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険 （マネジメントリスクプロテクション保険）
海外進出企業向けサポートプラン	ワールドリスク WorldRisk

AIG損害保険株式会社
URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先
西東京支店
〒192-0083 東京都八王子市旭町10-3 安嶋中央ビル3階
TEL. 042-639-0720 FAX. 042-646-1850
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2022年2月時点の内容です。（22-073003）

レシピ



ヤーコン真珠団子 レシピ

材料

- もち米
- 豚ひき肉
- ヤーコン
- 卵
- 生姜
- 塩
- コショウ



作り方

- もち米を洗って水に2時間くらい浸す。
- ひき肉にもち米、生姜、コショウ、卵、ヤーコンを入れ、まんべんに混ぜ、30分ほど漬け込む。
- 水に浸したもち米をしっかり水を切りし、ます。
- 味つけたひき肉を丸めて、水切りしたもち米に入れて転がし、団子の外側をもち米に均一にまみれさせます。
- 蒸し器に入れて、沸騰後20分間蒸すと完成です。そのまま食べてもよし、わさび醤油で食べてもおいしいです。



蒸すとき、グリーンピースやニンジン、コーンなど乗せると見た目が良くなります。

税の作文誤字お詫び

当会報誌「向日葵」第291号（令和6年2月20日発行号）の9ページにご紹介しました「税の作文法人会長賞受賞作品」の一部に誤字がありましたのでお詫びし、訂正させていただきます。

なお、当会ホームページに掲載している作文はすでに訂正しております。右記のQRコードよりご確認くださいませ。

タイトル —————
「税に関する様々な意見」

行	誤り	正しくは
6行目	所得税の基準を変わってきたり	所得税の基準も変わってきたり
9行目	脱制などを減らして	脱税などを減らして



会報誌
第291号

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事 を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項 住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。
(JPG、TIFF推奨)
記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可



掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。

募集先 東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL : 042-394-7654
e-mail : info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

プレゼント



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



広報委員会からのお知らせ

新年度に合わせて会報誌「向日葵」のデザインを一新しました。引き続き、税や経営に関する知識の普及と管内情報の提供並びに法人会活動の紹介等を行い、会員間のコミュニケーションツールとして活用できるよう充実に努めますので、ご要望等がありましたら、広報委員会・事務局までご連絡下さい。
(事務局 ☎042-394-7654)

公益社団法人東村山法人会報 [292号] 令和6年4月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>
制作：株式会社 国栄

禁無断転載